

Title	明治初年の死刑數
Sub Title	Statistics of the capital punishment in Japan (1868-1874)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.1 (1953. 1) ,p.60- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530115-0060">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530115-0060</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

## 明治初年の死刑數

手塚 豊

わが國における全國的な刑事統計の蒐集は、明治五年に司法省が次の布告を發した時にはじまる。

壬申正月十三日 司法省第一號布告

於各府縣處斷致候一年之内の刑典別紙雛形之通行刑表ヲ以翌年正月  
中ニ當省へ可届出事

但昨末年之刑刑へ來二月十五日迄ニ可届出候事  
この布告には、新律綱領の刑名別に(答・杖・徒・流・死)、人員を詳しく記入する「行刑表」の雛形と、その記入方法を説明した「行刑表釋例」全五カ條が附載されている。<sup>1)</sup>この布告にもとづき、明治四年以降の刑事統計は司法省に集められた筈であり、舊司法省にも明治五年の「行刑表」は所藏されていた模様である。<sup>2)</sup>しかし、私は遺憾ながらその原本を見る機会をもたない。

一般に利用される刑事統計は、「刑事統計年報」か又は「日本帝國統計年鑑」である。<sup>3)</sup>前者は明治八年に「刑事統計表」という名稱で始めて編纂され、第四回すなわち明治十一年度分から前記名稱に改められたものであり(以下、年報)後者は第一回が明治十五年に出版されたが、刑事統計は明治九年度から掲載されている(年鑑と略稱する)。<sup>4)</sup>そ

れがため、明治初年の死刑數も一般に判明しているのは、明治八年以降であつて、現在の刑事法學者の研究に引用される數字も、それ以前には及ばないのが普通である。例えば平野龍一氏の「我が國の死刑」は、年報その他を利用して八年以後の諸統計を掲げ、森長英三郎氏の「明治以後の死刑數」は、年鑑を利用して九年以後の數を問題としておられる。不破武夫氏が獨文で書かれた「日本における死刑」は、九年以降(一八七六年)五年間つつの執行數をあげておられるが、その典據とされた資料は明らかでない。

わが國近代における死刑の動向を研究せんとする場合、維新直後七年間にわたる數字の空白は惜しむべき資料の欠缺といわねばならない。私は本稿において、當時の第二次的資料にもとづき、この期間における死刑統計の空白を補填してみたいと思ふ。

(一) 元考院會議筆記 明治九年十月十三日。

この會議は、改定律例第二四九條改正意見書(號外第十六號談案)の審議であるが、細川潤一郎議員の發言中に、明治元年以降六年までの死刑數を述べた一節がある。但し明治五年度については不明とされている(以下、この資料を假)。

(二) 小崎弘道稿「懲矯院ヲ設ケザル可カラザル議」六合雜誌、明治十三年十二月、第三號<sup>(7)</sup>。

この論文は、わが國最初の感化院論であるが、明治五年度の死刑數が述べられている(稱する時)。

(三) 村岡良弼稿「明治治罪因革略」<sup>(8)</sup>。

この論文の後記に、明治五年から十五年六月までの死刑數が掲げられている。九年から十四年までの數字は年鑑に一致している(稱する時)。

(四) 明治史要附錄概要<sup>(9)</sup>。

これは「諸表總テ七年十二月ヲ以テ準據ト爲ス」とある。ごとく、明治七年度の諸統計であるが、行刑の部には六年度分も比較の爲に掲げられている(史要と略)。

(五) 明治八年日本政表・刑事裁判之部<sup>(10)</sup>。

これは同年度の詳しい刑事統計であるが、死刑數については、比較の資料として前年(七年)及び前々年(六年)度のものを併載している。但し、この兩年度の數は「暴動事件に係るは除外」と註記されているので、この資料からは總數が判明せず、ただ參考資料にとどまる(政表と略)。

以上の資料を基礎にして、左に各年度の死刑數を表示してみよう。

第一表

資料	年	元	二	三	四	五	六	七
	元	二	三	四	五	六	七	八
細川	小崎	村岡	史要	政表				

明治初年の死刑數

二	四八〇						
三	一〇八〇						
四	一二四六						
五		一一二八	一一二五				
六	九六〇	九六一	九六一				
七		七五〇	七四八	七二二			

備考 前述のごとく、政表は暴動事件(國事犯)を除いた數であるが、參考として掲げた。

さらに、史要には死刑の種類別及び男女別も明記されているので次に表示しよう。

第二表

種別	男	女	計	種別	男	女	計
	年	年	年		年	年	年
梟	三三	一	三三	梟	一三	一	一三
斬	六九〇	一九	七〇九	斬	五八五	一六	六〇一
絞	二一七	一	二一八	絞	一〇九	四	一一三
計	九六一		九六一	計	七四八		七四八

備考 ▲印は死後刑名宣告數

第一表をみるに、五年以降の同一年度の數字にも、各資料間に多少の異同がある。しかし、それはきわめて少數であり、大體において一致していることは、これらの資料がかなりの信憑性を有するものといえよう。ただ細川のみが掲げている四年以前の數字については、若干の検討を要する。明治四年七月廢藩置縣までの統治機構は、いわゆる三治の制(府・縣・藩)であつて、各藩は原則として従前通り独自の司法、行政を行つていた。死刑についてみれば、元年十月晦日の行政官布達で各藩にも「勅裁ヲ經候條」「刑法官へ可伺出<sup>(1)</sup>」と指令したが、この指令も即時に實行されたわけではなく、新政府の統制力の強化にしたがい、逐次遵守されていつたとみるべきであらう。このような事情を考慮すれば、細川の掲げている四年以前の死刑數には、藩における數字がかなり脱漏しているとみていい。しかも、その脱漏は初期ほど一層はげしかつたものと考えられる。元年については、細川も刑法官關係のみと明言している。

次に、いずれの資料も、その數字が執行數か宣告數かは明らかにされていない。しかし、私はそれらが宣告數(第一審の終局判決數)であると考えたい。何となれば、第二表の七年度の項に「死後刑名宣告數」として若干數が内譯されていることからみて、史要の數字全體が「宣告數」であることを推察せしむるからである。明治十五年の治罪法施行以前においても刑事上告は認められていたが、不完全であつたこととして、宣告數はほとんどそのまま確定判決數であり、死後宣告の例外を除いては執行數ともほぼ一致したとみてよからう。(完)

(1) 憲法類編第二十・第一編國法部第十四卷治罪法三二枚目以下。

(2) 司法省調査部・我國犯罪統計の歴史的考察(一)、法曹會雜誌第一九卷(昭和一六年)第三號一六頁。

(3) 明治三十二年以後には「行刑統計年報」もある。

(4) 警察研究第二一卷(昭和二五年)第二號一九頁以下。なお、同氏著「死刑」法學理論編(四三頁以下)も同じ。因みに平野氏が年報を利用して掲げておられる九年——十一年の死刑數には若干の誤りがあるように思われる。すなわち、九年の三七八人、十年の一三五人、十一年の一六九人には、それぞれ一三人、二人、六人の國事犯死刑が加算されていない(九年綜計表・刑事訴訟第五五表。十年綜計表・刑事訴訟第五六表第五九表。司法省第四刑事統計年報・第六部第二九號等參照)。國事犯罪は特別の裁判所が管轄していたために、一般犯罪の統計とは別になつてゐる。この國事犯死刑數を、一般犯罪の死刑數に合計すると、九年——十四年の數は、年報と年鑑とが完全に一致する。明治十五年、舊刑法及び治罪法施行後の數は、兩者にかなりの異同があり、年鑑の方が大體において各年度共に多い。年鑑は第一審の終局判決數、年報は確定判決數とも思われるが、識者の御教示を賜りたく。

(5) 法律新聞第四三三三號(昭和十四年)一九頁以下。

(6) T. Kuwa, Die Todesstrafe in Japan, Mon. Krim. Psy. Bd. 24, 1933, S. 276 ff.

(7) 明治文化全集・社會篇四〇六頁

- (8) 法制論纂・續篇一三一頁。
- (9) 明治史要・附錄概表(東大版) 三三頁。
- (10) 刑務協會編「日本近世行刑史稿」下卷四四八頁以下。横瀬夜雨編「太政官時代」七五三頁以下等。
- (11) 全文は法規分類大全・刑法門(一)刑法總二頁參照。
- (12) 十五年以後の數字には、かなりの異同がある年鑑と年報とが、九年―十四年の數字が一致している理由は(前註4參照)、その期間内の第一審死刑判決が、すべてそのまま確定判決であつたためではなからうか。